BBIQ光テレビサービス（鹿児島）

契　約　約　款

（２０２５年４月）

株式会社QTnet

（約款の適用）

第１条　当社は、このＢＢＩＱ光テレビサービス（鹿児島）契約約款（別表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりＢＢＩＱ光テレビサービス（附帯するサービスを含みます。）を提供します。

（約款の変更）

第２条　当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他のサービスの提供条件は変更後の約款によります。

２　当社は、この約款を変更する場合は、変更後の約款の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

３　当社は、電気通信事業法施行規則第２２条の２の３第２項第１号に該当する事項の変更を行う場合、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

（用語の定義）

第３条　本約款において使用する用語は，それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	本約款第７条により成立した契約
お客さま	当社と本契約を締結した者
本施設	当社の放送センターからお客さまの受信機に至るまでの施設
契約者回線	当社の放送センターからＶ－ＯＮＵまでの施設
放送サービス	当社が再送信同意を取得した放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含む）の同時再送信サービス
Ｖ－ＯＮＵ	契約者回線の需要場所側の終端に設置される放送用光受信機
引込施設	クロージャからＶ－ＯＮＵまでの施設
ＳＴＢ等	ＢＢＩＱ光テレビチューナー（以下「ＳＴＢ（録画機能付 STB 含む）」といいます。）、その付属品、Ｃ－ＣＡＳカード及びＶ－ＯＮＵ付属品
Ｂ－ＣＡＳカード	ＳＴＢに挿入されることによりＳＴＢを制御するＩＣを組み込んだ株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズがお客さまに貸与するカード
Ｃ－ＣＡＳカード	ＳＴＢに挿入されることによりＳＴＢを制御するＩＣを組み込んだ当社が指定する技術的な基準に適合するカード
お客さま施設	Ｖ－ＯＮＵの出力端子の接続線から受信機に至るまでのＳＴＢ等を除く施設
受信機	テレビ，ビデオ等の機器

消費税相当額	消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（ＢＢＩＱ光テレビサービスの提供区域）

第４条　当社のＢＢＩＱ光テレビサービス（以下　光テレビサービス）は、別記１に定める提供区域において提供します。

（サービスの定義）

第５条　当社が提供する光テレビサービスは、次のとおりとします。

（１）基本サービス

当社が再送信同意を取得した放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含む。）の同時再送信サービス、別表２に定める基本サービス料範囲内の自主放送サービスおよびこれを視聴するために必要とするＳＴＢ等の利用。

（２）オプションチャンネル

別表４に定める利用料にて利用いただけるチャンネル単位で料金を課金する基本サービス利用料範囲外の自主放送サービス。ただし、オプションチャンネルは、基本サービスを利用いただく場合に限り利用いだけます。

（３）上記サービスに付帯するサービス

（契約の単位）

第６条　集合住宅共聴方式を除く契約は、契約者回線１回線ごとに１の契約といたします。この場合、１の契約につき契約者は１人といたします。

２　集合住宅共聴方式の場合は、物件所有者等と別途締結する導入契約に記載される各戸の区分所有者等ごとに１の契約とします。

（契約の成立）

第７条　加入申込者が、本約款を承認の上、当社所定の方法により申込を行い、当社が申込を承諾したときに、サービスの提供に関する契約が成立するものとします。

２　当社は前項の定めに係わらず、次の場合には本契約を承諾しない場合があります。

（１）加入申込内容に虚偽の届出のあることが判明した場合。

（２）引込施設またはＳＴＢ等の設置、および保持が困難な場合。

（３）加入申込者が、第１５条（利用停止）および第１６条（当社が行う契約の解約）に定める理由により停止または解約を受けたことがあるとき、若しくはその恐れがあるとき。

（４）その他、サービスを提供するうえで当社の業務遂行上、支障がある場合。

３　当社は、本条第 1 項の規定にかかわらず、当社のコンピュータ通信網サービス契約約款第３１条（第３種契約申込の承諾）に該当する場合は、本契約の申込を承諾しない場合があります。

４　加入申込者は、所有または占有する敷地、家屋または構築物等において、地主、家主その他利害関係人があるときには、本施設の設置、保守、その他本約款の履行のため、当社が敷地、家屋または構築物等を使用することについてあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して

は、加入申込者が責任を負うものとします。

（提供開始日）

第８条　加入申込に基づき、当社が光テレビサービスの工事が完了した日を光テレビサービスの提供を開始した日（以下「提供開始日」といいます。）とします。

（最低利用期間）

第９条　お客さまは、提供開始日から少なくとも１年間継続して利用していただきます。この期間内に契約の解約があった場合は、お客さまは、当社の定める期日までに、別表６に定める期間内解約料を、一括して当社に支払うものとします。ただし、当社の責に帰する理由により、サービスを提供できなくなった場合、または、第 14 条の２による契約の解約の場合は、この限りではありません。

（サービス利用の一時休止）

第 10 条　お客さまは、当社が提供する光テレビサービスの利用を、一時休止する場合は、当社所定の方法により、当社に申し出るものとします。なお、最低利用期間満了前の一時休止はできないものとします。また、一時休止後、光テレビサービスの利用を再開された後１年以内の再一時休止は、できないものとします。

２　お客さまは、一時休止の手続を行った場合は別表３に定める休止手続手数料を当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに支払うものとします。

３　お客さまは、一時休止した日の属する月の翌月から利用再開した日の属する月の前月までの期間は、休止料として、別表２に定める金額を当社に支払うものとします。

４　本条の一時休止期間は最長 12 ヶ月とします。

５　当社は、一時休止期間満了予定日（予定日が不定の場合は、利用休止期間が 12 ヶ月に達する月の末日）までに、当社が提供する光テレビサービスの利用を休止したお客さまから、サービス利用再開の請求がない場合は、その本契約を解約できるものとします。

６　当社は、前５項の規定により、その本契約を解約しようとするときは、原則としてあらかじめお客さまに当社の定める方法でそのことを通知します。ただし、お客さまと連絡がとれない状態が一定期間継続したときは、この限りではありません。

７　別表２に定める地デジ・ＢＳプラン及びライトプランは本条項の適用は行いません。

（契約者回線等の移転）

第 11 条　お客さまは、光テレビサービス提供区域内において、契約者回線の移転を請求することができます。

２　前項の場合、お客さまは、当社所定の方法により、当社に申し出るものとします。

３　当社は、前項の申し出について、第７条（契約の成立）の規定に準じて取り扱います。

４　お客さまは、別表３に定める工事費等を当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに当社に支払うものとします。

（名義変更）

第 12 条　お客さまは、次の場合、当社の承認を得てお客さまの名義を変更できるものとします。

（１）同居親族間の相続の場合。

（２）名義変更を希望するお客さま（以下、「新お客さま」といいます。）が、名義変更前のお客さま（以下、「旧お客さま」といいます。）と同一敷地内において光テレビサービスの提供を受けることについて、旧お客さまの本契約上の権利義務を継承する場合。

２　新お客さまが名義を変更しようとする場合は、当社所定の方法により、当社に申し出るものとします。

３　当社は、前項の申し出について、第７条（契約の成立）の規定に準じて取り扱います。

４　新お客さまは、設置場所の変更、接続調整等が必要になったとき、それらに要するすべての工事費等の費用を負担するものとします。

（契約内容の変更）

第 13 条　お客さまは、光テレビサービス内容の変更を希望する場合は、当社所定の方法により、当社に申し出るものとします。

２　当社は、契約内容の変更の申し出があった場合、当社の指定する期日までに受け付けたものについて、当社の指定する期日から変更された内容によって光テレビサービスを提供します。

３　第１項の他、加入申込書に記載した事項について変更がある場合は、お客さまは、当社所定の方法により、すみやかに当社に申し出るものとします。

４　光テレビサービス内容を変更する場合は、別表３に定める工事費等を当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに当社に支払うものとします。

（お客さまが行う契約の解約）

第 14 条　お客さまは、本契約を解約しようとする場合は、そのことをあらかじめ当社所定の方法により、当社に申し出るものとします。

２　前項による解約の場合、当社は光テレビサービスの提供を停止し、引込施設とＳＴＢ等を撤去し、お客さまは、別表３に定める工事費等を当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに当社に支払うものとします。ただし、撤去にともない、お客さまが所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合は、お客さまは、自己の負担で、その復旧工事を行うものとします。

３　解約に際しては、加入契約料、および加入の際に申し受けた工事費等はお客さまに返戻いたしません。

（初期契約解除）

第14条の2　契約書面を受領した日（契約書面が封入された信書が郵便受けに配達されるなど契約者が契約書面を了知できる状態になった日）から8日以内に書面による契約の解除を行った場合は、別表１に定める加入契約料、別表２に定める基本サービス料、別表３に定める工事費等を負担していただきます。ただし、キャンペーン等で上記料金が割引されている場合は上記料金を上限に割引された金額にて負担していただきます。

（利用停止）

第 15 条　当社は、お客さまが次のいずれかに該当し、６ヶ月以内で当社が定める期間（その光テレビサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった光テレビサービスの料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、光テレビサービスの利用を停止することがあります。

（１）光テレビサービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

（２）第３５条（禁止事項）の規定に違反したとき。

（３）前各号のほか、本契約に違反する行為であって、当社の業務遂行または当社の電気通信役務利用放送設備等に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのあると当社が判断したとき。

２　当社は、前項の規定により光テレビサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を当社の定める方法でお客さまに通知します。ただし、第１項３号の規定により光テレビサービスの利用停止をする場合は、この限りではありません。

３　当社は、前項の規定に関わらずお客さまの契約者回線が、当社が提供するコンピュータ通信網サービス契約約款第４８条（利用停止）に該当する場合は、光テレビサービスの利用を停止することがあります。

（当社が行う契約の解約）

第 16 条　当社は、第１５条（利用停止）の規定により光テレビサービスの利用を停止されたお客さまが、なお、その事実を解消しない場合は、その光テレビサービスを解約することがあります。

２　当社は、お客さまが次のいずれかに該当した場合には、前項の規定にかかわらず、光テレビサービスの利用停止をしないでその光テレビサービスを解約できるものとします。

（１）お客さまが第３５条（禁止事項）の規定のいずれかに該当する場合、または申込の際に申込事項に虚偽の記載がある場合において、当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき。

（２）お客さまに対する差押え、または仮差押えの申し立てがあったとき。

（３）お客さまに対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき。

（４）お客さまと連絡が取れず、当社が光テレビサービスの提供に必要な情報を得ることができ

ない状態が、一定期間継続したとき。

（５）Ｖ－ＯＮＵの終端の場所にお客さまの居住事実がないとき、若しくは居住地が判明しないとき。

（６）お客さまが死亡または解散したことを当社が知ったとき。

３　当社は、前２項の規定により、その本契約を解約しようとするときは、原則としてあらかじめお客さまにそのことを通知したうえで、引込施設とＳＴＢ等を撤去します。ただし、光テレビサービスに関する当社の業務の遂行または電気通信役務利用放送設備等に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのあるときは、この限りではありません。

４　本条による解約の場合、お客さまは、別表３に定める工事費等を当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに当社に支払うものとします。また、撤去にともない、お客さまが所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合は、お客さまは、自己の負担で、その復旧工事を行うものとします。

５　解約に際しては、加入契約料、および加入の際に申し受けた工事費等はお客さまに返戻いたしません。

６　当社は、本条項の規定にかかわらず、当社のコンピュータ通信網サービス契約約款第３２条の４（当社が行う第３種契約の解除）に該当する場合は、本契約の解約を行う場合があります。

（放送内容の変更）

第 17 条　当社は、都合により予告なしに放送内容を変更することがあります。なお、変更によってお客さまに生ずる損害の賠償には応じません。

（チャンネル編成の変更）

第 17 条の 2　当社は、都合によりチャンネル編成を変更することがあります。なお、変更によってお客さまに生ずる損害の賠償には応じません。

第 18 条　削除

（基本サービス料のタイプ・プラン指定）

第 19 条　基本サービスは、お客さまより、契約回線１回線ごとに、別表２に定めるタイプ・プランから、当社が別に定める方法により、申込をいただき、当社は、申込に基づき、基本サービスを提供します。ただし、お客さまから、タイプおよびプランの指定がなかった場合、タイプ１（標準コース）・ベーシックプランの申込とみなし提供します。

２　タイプ２を指定されたお客さまについては、次の条件で承諾いただきます。

（１）タイプ２の提供を開始した日を含む暦月から起算して、当社が提供するコンピュータ通信網サービス契約約款に基づく第３種コンピュータ通信網サービス（この条では、以下ＢＢＩＱ回線といいます）と併用し、２４ヶ月間継続利用すること。ただし、タイプ変更の場合はタ

イプ２の提供を開始した日の翌月から起算し２４ヶ月間継続利用すること。

（２）契約者回線の利用場所がＢＢＩＱと同一設置場所であること。

（３）本契約の契約者名義がＢＢＩＱと同一名義であること。

（４）金融機関の口座振替の場合、同一の金融機関・同一の口座番号である等、本契約に基づくサービスの利用料等の支払い手段が、ＢＢＩＱの利用料等の支払い手段と同じであること。

３　継続利用約束の更新期間以外に以下に該当する場合は、別表７に定める途中解約料を支払うものとします。ただし、当社の責に帰する理由により、サービスを提供できなくなった場合は、この限りではありません。

（１）前項２に掲げる条件を満たさなくなった場合。

（２）契約者回線の解約の申出があった場合、また第１６条（当社が行う契約の解約）に定める契約の解約があった場合。

（３）お客さまより、タイプ１（標準コース）への変更の申出があった場合。

４　継続利用約束の更新期間とは、契約満了月から満了月の翌々月までとします。

５　お客さまから、継続利用約束の更新期間中に、廃止または変更の申出がない場合には、その契約回線について新たにこの料金を指定する申出があったものとみなして適用するものとし、以後も同様とします。

（基本サービス料及びオプションチャンネル利用料）

第 20 条　お客さまは、別表２に定める基本サービス料及び別表４に定めるオプションチャンネル利用料を当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに、当社に支払うものとします。

２　お客さまは、基本サービス料について、提供開始日を含む暦月の翌暦月分から起算して、光テレビサービスの解約があった日を含む暦月までの料金を支払っていただきます。

（注）当社が設定した基本サービス料には、日本放送協会（以下「ＮＨＫ」といいます。）の受信料（地上波及び衛星放送波の受信料）は含まれていません。ＮＨＫと受信契約を締結していないお客さまは、別途、ＮＨＫと所定の受信契約を結んでいただきます。

３　オプションチャンネル利用料は、サービス開始日を含む暦月から起算して、その廃止があった日を含む暦月までの料金を支払っていただきます。

４　お客さまは、基本サービス料及びオプションチャンネル利用料をサービス提供月の翌暦月に、当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに支払うものといたします。

（インターネットセット利用割引料の適用）

第 21 条　当社は次に定める（１）から（３）の条件をすべて満たすお客さまより申し出があった場合は、別表２に定めるインターネットセット利用割引料を適用します。

（１）お客さまが、当該暦月の前暦月末日時点で当社の提供するコンピュータ通信網サービス契約約款に基づく第３種コンピュータ通信網サービスを利用している（休止中を除く）場合。

（２）お客さまの利用場所が、上記（１）の契約者回線と同一設置場所であり、当社が別に定め

る第３種契約者と同一名義であること。

（３）金融機関の口座振替の場合、同一の金融機関・同一の口座番号である等、本契約に基づくサービスの利用料等の支払手段が、上記（１）のサービス料金の支払手段と同一の場合。

２　前項の適用は、お客さまが指定する１の契約者回線に限り１の適用とします。

３　インターネットセット利用割引料の適用は、当社所定の方法により申込を行い、当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月より行います。ただし、第１０条（サービス利用の一時休止）の規定に基づき、別表２（３）に定める休止料の適用を受けている場合には、当該月についてインターネットセット利用割引料の適用はありません。

４　お客さまが第１項に定めるいずれかの条件を満たさなくなった場合は、条件を満たさなくなった日を含む暦月の翌暦月の利用料よりインターネットセット利用割引料の適用を廃止します。

５　タイプ２（にねん約束コース）の適用はありません。

（パック利用割引料の設定）

第 21 条の２　当社は別表２に定める地デジ･ＢＳプランについて、別表４に定めるオプションチャンネルのうち、スターチャンネルの申込があり、それを承諾した場合は、別表２に定めるパック利用割引料を適用します。

２　前項の適用は、お客さまが指定する１の契約者回線に限り１の適用とします。

３　パック利用割引料の適用は、当社所定の方法により申込を行い、当社が承諾した日を含む暦月の翌暦月より行います。

４　お客さまが、スターチャンネルを解約された場合は、スターチャンネルを解約された日を含む暦月の翌暦月の利用料よりパック利用割引料の適用を廃止します。

（加入契約料）

第 22 条　お客さまは、別表１に定める加入契約料を当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに当社に支払うものとします。ただし、ＢＢＩＱ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１に定める加入契約料に規定する額に ０ 円を適用します。また、工事の実施予定日確定前に本契約の解約があった場合はこの限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社が、その加入契約料を返戻します。

２　工事実施予定日確定後に解約等があった場合は、前項の規定にかかわらず、お客さまは、解約手数料として、別表１に定める加入契約料を負担していただきます。

（工事費等）

第23条　お客さまは、別表３に定める工事費等を当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに当社に支払うものとします。ただし、次に掲げる場合は、減額します。

（１）ＢＢＩＱ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、

当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（２）BBIQ光テレビサービスのSTBの設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

また、工事の着手前に本契約の解約またはその工事の取り消し（以下この条では解約等）があった場合はこの限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社がその工事費を返戻します。

２　工事の着手後完了前に解約等があった場合は、前項の規定にかかわらず、お客さまは、その工事に関して解約等のあったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

（割増金）

第 24 条　お客さまが、加入契約料その他本契約に定める債務の支払いを不法に免れた場合、お客さまには、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社の指定する方法により、当社の指定する期日までに支払っていただきます。

（遅延利息）

第 25 条　お客さまが、加入契約料その他本契約に定める債務（遅延利息を除きます。）の支払いを支払期日より遅延した場合、お客さまは、支払期日の翌日より支払日の前日まで、年利１０％の遅延利息を当社へ支払うものとします。ただし、支払い期日の翌日から起算して１０日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（Ｂ－ＣＡＳカードの取扱い）

第 26 条　Ｂ－ＣＡＳカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「ＣＡＴＶ専用Ｂ－ＣＡＳカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

２　お客さまは、Ｂ－ＣＡＳカードの再発行が必要な場合は、別表８に定めるＢ－ＣＡＳカード再発行費用を支払うものとします。

（ＳＴＢ等の貸与）

第 27 条　当社の提供するサービスに使用するＳＴＢ等は、当社がお客さまに貸与します。ＳＴＢの付属品及びＣ－ＣＡＳカードは、ＳＴＢ１台につき１を、Ｖ－ＯＮＵ付属品は１の契約者回線につき１を貸与するものとします。なお、お客さまは、Ｃ－ＣＡＳカードはＳＴＢに常時装着した状態で使用・保管するものとします。

２　お客さまは、使用上の注意事項を遵守してＳＴＢ等を使用するものとし、故意または過失により破損、紛失した場合は、すみやかに当社に届け出るとともに別表８に定めるその修復または補填に

要する費用を当社に支払うものとします。

3　お客さまの責めによらないＳＴＢ等の故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合および、当社の判断による場合は、当社は、ＳＴＢ等を交換することがあります。

4　お客さまは、お客さまの申し出によりＳＴＢを機種変更する際は、別表３に定めるＳＴＢ交換工事費を支払うものとします。

5　お客さまは、契約の解約時はすみやかにＳＴＢ等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、お客さまは、別表８に定める補填に要する費用を当社に支払うものとします。

6　地デジ・ＢＳプランについては、ＳＴＢの貸与はいたしません。

（施設の所有）

第 28 条　当社は、契約者回線及びＳＴＢ等を、お客さまは、お客さま施設をそれぞれ所有します。

（施設の設置）

第 29 条　当社のサービス提供に必要な契約者回線の設置工事は、当社所定の使用機器、工法等により、当社指定の工事会社が行うものとします。

2　Ｖ－ＯＮＵの設置場所は需要場所の地点とし、クロージャから最短距離にある場所を基準として、お客さまと当社の協議によって定めます。

（設置場所の提供）

第 30 条　当社は、引込施設及びＳＴＢ等を取り付けするため、必要に応じて、お客さまが所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとし、お客さまには無償による取り付け場所の提供を承諾していただきます。なお、引込施設及びＳＴＢ等の使用に係る電源はお客さまが設置するものとし、その電気料金及び消耗品はお客さまが負担するものとします。

（立入り）

第 31 条　お客さまは、当社、または当社の指定する工事会社が、本施設の敷設、撤去、維持管理、保守等を行うために、お客さまが所有または占有する敷地、家屋、構築物等の立入りについて協力を求めた場合は、これを承諾するものとします。

（施設の維持管理，保守工事）

第 32 条　本施設の維持管理は、所有区分によりそれぞれの所有者が行うものとします。

2　契約者回線の保守工事は、当社または当社所定の使用機器、工法等により、当社または当社指定の工事会社が行うものとします。

3　お客さまは、契約者回線の維持管理、保守工事の必要上、当社が提供する光テレビサービスを停止する場合があることを承認いただきます。

（故障）

第 33 条　当社の指定する工事会社は、お客さまから当社の提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合は、これを調査し、必要な措置を講ずるものとします。ただし、お客さまの受信機及びお客さま施設に起因する受信異常については、この限りではありません。

２　お客さまは、お客さまの受信機及びお客さま施設の異常の調査及び修復に要する費用を負担するものとします。

３　お客さまは、お客さまの故意または過失により、契約者回線及びＳＴＢ等に故障が生じた場合は、その施設等の修復に要する費用を別表８で定める額を負担するものとします。

（設置場所の変更）

第 34 条　お客さまは、光テレビサービス提供区域内において技術的に接続が可能な限り、引込施設及びＳＴＢ等の設置場所を変更できるものとします。

２　前項の場合、お客さまは、当社所定の方法により、当社に申し出るものとします。

３　お客さまは、この変更に要するすべての工事等の費用（お客さま以外の者に生じる費用を含む）を負担するものとします。

（禁止事項）

第 35 条　お客さまは、次に掲げる行為を行ってはなりません。

（１）当社が貸与するＳＴＢ等以外の機器等のお客さま施設への接続。

（２）当社が貸与するＳＴＢ等の分解もしくは改造・変造・改ざん・損壊等の行為。

（３）当社が貸与するＳＴＢ等をレンタル、リース、賃貸その他方法のいかんを問わず第三者に使用させる行為。または、担保に供する行為。

（４）当社が貸与するＳＴＢ等の設置場所を当社に無断で変更する行為。または、光テレビサービス提供区域外へ持ち出す行為。

（５）引込施設の損壊、改変もしくは増設等の工事。

（６）当社が提供する光テレビサービスを第三者へ供給すること。

（７）当社の提供する光テレビサービスについて著作権侵害等、法令に反する利用。

（８）対価の有無に係わらず、お客さまが当社の提供するサービスを公に上映すること、またはその複製物を頒布すること。

（９）自らまたは第三者を利用して当社または当社の業務を委託している者の従業員等（役員、派遣社員等を含む。「以下従業員」という。）に対する次のア～オに掲げる行為で、当社の業務に著しい支障を及ぼすと当社が判断したもの。

ア　暴力、威嚇、脅迫、強要等

イ　暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動

ウ　長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ

エ　金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他要求内容に妥当性がないものや内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等

オ　その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある言動等

２　お客さまは、前項に違反して当社に損害を与えた場合においては、当社は、お客さまに対し、損害の賠償を請求することがあります。また、お客さまに損害が生じても、当社はその責任を負いません。

（責任の制限）

第 36 条　当社は、光テレビサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、光テレビサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、２４時間以上その状態が連続したときに限り、お客さまの損害を賠償します。

２　前項の場合において、当社は、光テレビサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（２４時間の倍数である部分に限ります。）について、対応する光テレビサービスに係る料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

３　第１項の場合において、当社の故意または重大な過失により光テレビサービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

（免責事項）

第 37 条　当社は、次に掲げる場合については、損害の賠償を負いません。

（１）天災、事変、不測の事故、通信衛星の故障、第三者の原因による事故等により契約者回線が停止した場合

（２）工事等によるサービス提供の停止及び変更が生じた場合。

（３）当社の責に帰さない事由または受信障害により、放送内容の全部または一部に画面症状（画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の静止、受信不能等をいいます。）が発生したとき。

（４）当社の責に帰さない事由等によりＳＴＢ等が正常に動作しなかったことにより不具合が生じた場合。

（５）ＳＴＢの利用において、録画機能および録画物の再生機能に不具合が生じ録画物が消失した場合。また、設置場所の変更、故障、サービスの解約などにより、機器の交換や撤去に際して録画物が消失した場合。

２　当社は、光テレビサービスの利用により発生したお客さまと第３者との間に生じたお客さままたは第３者の損害、および光テレビサービスを利用できなかったことにより発生したお客さまと第３者との間に生じたお客さままたは第３者の損害に対し、いかなる責任も負いません。

（附帯サービス）

第 38 条　光テレビサービスに関する附帯サービスについては、別記３に定めるところによります。

別　記

１．ＢＢＩＱ光テレビサービスの提供区域

ＢＢＩＱ光テレビサービスの提供区域は、次に掲げる市町村区域のうち当社が別に定める区域とします。

市町村の区域
鹿児島市

２．管轄裁判所

本約款に関する訴訟については、その債権額に応じて福岡地方裁判所または福岡簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

３．番組表の発行

当社は、当社が別に定める方法により、その光テレビサービスに係わる番組表（以下、「番組表」といいます。）を発行します。また、番組表の発行の請求があったときは、お客さまは、別表９に定める発行料を支払っていただきます。

別　表

別表１．加入契約料

金　額
11,000 円（税込み）

別表２．基本サービス

（１）　基本サービス料

<table>
<tr><th colspan="3">品目</th><th>月　額</th></tr>
<tr><td rowspan="15">プラン
利用料</td><td colspan="3">タイプ１(標準コース)</td></tr>
<tr><td colspan="2">プラン</td><td>月　額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ベーシックプラン</td><td>集合住宅共聴方式</td><td>4,785 円（税込み）</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>6,435 円（税込み）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">プレミアプラン</td><td>集合住宅共聴方式</td><td>5,445 円（税込み）</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>7,095 円（税込み）</td></tr>
<tr><td>地デジ･BS プラン</td><td>集合住宅共聴方式以外</td><td>4,125 円（税込み）</td></tr>
<tr><td>ライトプラン
（新規受付停止）</td><td>集合住宅共聴方式以外</td><td>5,115 円（税込み）</td></tr>
<tr><td colspan="3">タイプ２(にねん約束コース)</td></tr>
<tr><td colspan="2">プラン</td><td>月　額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ベーシックプラン</td><td>集合住宅共聴方式</td><td>3,465 円（税込み）</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>3,465 円（税込み）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">プレミアプラン</td><td>集合住宅共聴方式</td><td>4,125 円（税込み）</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>4,125 円（税込み）</td></tr>
<tr><td>地デジ･BS プラン</td><td>集合住宅共聴方式以外</td><td>1,375 円（税込み）</td></tr>
<tr><td>ライトプラン
（新規受付停止）</td><td>集合住宅共聴方式以外</td><td>2,365 円（税込み）</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">インターネットセット利用割引料</td><td>集合住宅共聴方式</td><td>上記で規定するプラン利用料のタイプ１の月額から各プランとも 550 円（税込み）の割引を適用します。</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>上記で規定するプラン利用料のタイプ１の月額から各プランとも 2,200 円（税込み））の割引を適用します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">パック利用割引料</td><td>上記で規定するプラン利用料の地デジ･BS プランの月額から 220 円（税込み）の割引を適用します。</td></tr>
</table>

STB利用料 （ベーシックプラン，プレミアプラン，ライトプラン）	1台目	プラン利用料に含みます。
	2台目以降	1,100 円/台（税込み）

備考

1　プラン利用料のうちベーシックプラン・プレミアプランについては、標準型ＳＴＢ利用料（1台分）の料金を含みます。

2　利用料にはＮＨＫ受信料等は含まれません。

3　ＳＴＢの利用は、１契約毎に最大５台（基本１台を含む）までとします。

4　ライトプランの新規申込受付は、2011 年 9 月 30 日をもって終了いたしました。

5　ＢＢＩＱ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 23 ヵ月間、プラン利用料から 660 円（税込み）を減額した料金を適用します。ただし、2022 年 2 月 28 日までにＢＢＩＱ光サービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から２３ヶ月間、プラン利用料から 825 円（税込み）を減額した料金を適用します。

（２）－１　録画機能付ＳＴＢ利用料

録画機能付ＳＴＢ利用料	録画機能付＊	660 円/台（税込み）
	ブルーレイ搭載 録画機能付	1,980 円/台（税込み）

※基本サービス料に追加となります。

※ＢＢＩＱ光テレビサービス及び録画機能付ＳＴＢの申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 5 ヵ月間、録画機能付ＳＴＢ利用料から 660 円（税込み）を減額した料金を適用します。

＊録画機能付ＳＴＢの新規申込受付は2021年11月30日をもって終了しました。

（２）－２　４ＫＳＴＢ利用料

４ＫＳＴＢ利用料	660 円/台（税込み）
４Ｋ録画機能付ＳＴＢ利用料	1,320 円/台（税込み）

※基本サービス料に追加となります。

（３）休止料

項　目	単位	月　額
休止料	１契約毎に	2,200 円（税込み）

備考	休止料適用時は、別表２　（１）に定める料金の支払は要しません。 ただし録画機能付きＳＴＢ利用の場合は別表２（２）－１　録画機能付きＳＴＢ利用料を、４ＫＳＴＢ利用の場合は別表２（２）－２　４ＫＳＴＢ利用料を休止料適用時であっても支払うものとします。

別表３．工事費等

項　目			単位	金　額
基本工事費(派遣工事)　※１※２			１の工事毎に	3,300 円（税込み）
新設・変更に係る工事費	配線工事費		１の工事毎に	16,500 円（税込み）
	ＳＴＢ設置工事費　※２		１の工事毎に	8,800 円（税込み）
	ＳＴＢ交換工事費		１のＳＴＢ毎に	5,500 円（税込み）
解除・ＳＴＢ撤去に係る工事費	撤去費用	集合住宅共聴方式	１の工事毎に	3,300 円（税込み）
		上記以外	１の工事毎に	7,700 円（税込み）
	ＳＴＢ撤去費用　※３		１のＳＴＢ毎に	3,300 円（税込み）
手続きに係る手数料	基本プラン変更手数料		１の手続毎に	275 円（税込み）
	休止手続手数料		１の手続毎に	550 円（税込み）
	請求書発行手数料　※４		１の請求書毎に	440円（税込み）

備考

１　上記の工事に伴い、Ｖ－ＯＮＵ以降において、配管工事、管路工事、管路引き込み工事又は機器の設置など特別な工事を要する場合、工事費および機器代について実費を支払っていただきます。

２　第１１条（契約者回線等の移転）に定める契約回線等の移転に係る工事費については、新設に係る工事費と解除に係る工事費の双方を適用します。

３　第３４条（設置場所の変更）に定める設置場所の変更に係る工事費については、実費を支払っていただきます。

※１　基本工事費（派遣工事）は、派遣工事を伴う場合のみ適用となります。
なお､当社が別に定めるコンピュータ通信網サービス第３種コンピュータ通信網サービスと同時工事の場合は、別表３工事費等の基本工事費（派遣工事）の支払いを要しません。ただし、２０２２年７月１日以降に第３種コンピュータ通信網サービスの申込みがあり、かつ、第 3 種コンピュータ通信網サービスと同時に本契約の解除をされる場合は、この限りではありません。

※２　当社が別に定めるコンピュータ通信網サービス第３種コンピュータ通信網サービスの契約があり、かつ、２台目以降のＳＴＢ追加設置工事の場合、別表３工事費等の基本工事費(派遣工事)およびＳＴＢ設置工事費の支払いを要しません。

※３　ベーシックプラン，プレミアプランもしくはライトプランから地デジ・ＢＳプランへ変更する場合、および追加されたＳＴＢを撤去する場合に適用します。ただし、派遣工事を行なわずに、お客さまにて撤去する場合は、2,200 円（税込み）の割引を適用します。

※４　当社が別に定める条件を満たす場合は、請求書発行手数料の支払いを要しません。

別表４．オプションチャンネル利用料

チャンネル名	月額	備考
スターチャンネル	1,980 円（税込み）	利用料金は提供開始日を含む歴月の翌歴月分から起算します。
V☆パラダイス	770 円（税込み）	
日本映画専門チャンネル HD	770 円（税込み）	
時代劇専門チャンネル HD	770 円（税込み）	
フジテレビ ONE スポーツ・バラエティ フジテレビ TWO ドラマ・アニメ フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム	2,310 円（税込み）	セット
フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム	1,760 円（税込み）	
日テレプラス	660 円（税込み）	
TBS チャンネル 1	660 円（税込み）	
テレ朝チャンネル 1	660 円（税込み）	
KBS World HD	770 円（税込み）	
日経 CNBC HD	990 円（税込み）	
囲碁･将棋チャンネル	1,540 円（税込み）	
釣りビジョン HD	1,320 円（税込み）	
Mnet HD	2,530 円（税込み）	

グリーンチャンネル HD グリーンチャンネル 2HD	1,320 円（税込み）	セット
東映チャンネル HD	1,650 円（税込み）	
衛星劇場 HD	2,095 円（税込み）	
パラダイステレビ	2,200 円（税込み）	
AT-X HD!	2,180 円（税込み）	
タカラヅカ・スカイ・ステージ	2,970 円（税込み）	
ミッドナイト･ブルー	2,530 円（税込み）	
アダルトセット	2,860 円（税込み）	パラダイステレビ、ミッドナイト・ブルーのセット

※地デジ・BS プランの場合、スターチャンネルのみご利用いただけます。

※地デジ・BS プランのオプションチャンネルの申込数はチャンネル毎に最大３を上限とします。

別表５．削除

別表６．期間内解約料

期間内解約料	利用開始月から 12 ヵ月未満	5,500 円（税込み）

別表７.タイプ２（にねん約束コース）途中解約料

途中解約料	11,000 円（税込み）

別表８．修復・補填費用

項　目	単位	金　額
Ｂ－ＣＡＳカード再発行	1 枚あたり	2,090 円　（税込み）
Ｃ－ＣＡＳカード再発行	1 枚あたり	3,300 円　（税込み）
ＳＴＢ	1 台あたり	38,500 円　（税込み）
録画機能付ＳＴＢ	1 台あたり	66,000 円　（税込み）
ブルーレイ搭載 録画機能付ＳＴＢ	1 台あたり	121,000 円　（税込み）
４ＫＳＴＢ	1 台あたり	61,600 円　（税込み）
４Ｋ録画機能付ＳＴＢ	1 台あたり	72,600 円　（税込み）
ＳＴＢリモコン	1 台あたり	5,500 円　（税込み）
Ｖ－ＯＮＵ等	1 台あたり	18,700 円　（税抜き）
その他付属品		実　費

別表９．附帯サービス

項　目	単位	金　額
番組表発行料	1 冊毎に	月額　275 円（税込み）
備考 番組表の発行は、一の契約毎に最大５冊までとします。		

附則
（実施期日）
１　この約款は、2007 年４月２日から実施します。
（特約の付帯）
２　当社は、特に必要があるときには本約款に特約を付することができるものとします。
（料金の減額）
３　当社は、時期・期間・工事の態様により加入契約料、基本サービス料及び工事費等の減額を行うことがあります。
（一括加入、業務用等の規定）
４　一括加入、業務用等については別に定めます。

附則
（実施期日）
この改正規定は、2008 年９月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改正規定は、2008 年９月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改正規定は、2009 年４月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改正規定は、2010 年１月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改正規定は、2010 年７月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改正規定は、2010 年 10 月１日から実施します。
（サービス提供事業者の変更）
鹿児島光テレビ株式会社から株式会社 QTnet（九州通信ネットワーク株式会社）への事業譲渡に伴い、2010 年 10 月１日より、BBIQ 光テレビサービスは株式会社 QTnet（九州通信ネットワーク株式会社）が提供します。

附則
（実施期日）
この改正規定は、2010 年 11 月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改正規定は、2011 年４月１日から実施します。

附則
（実施期日）
この改正規定は、2011 年８月１日から実施します。

附則
１　本改正規定は、2011 年 10 月１日から実施します。

附則
１　本改正規定は、2011 年 12 月１日から実施します。

附則
１　本改正規定は、2012 年３月１日から実施します。

附則
１　本改正規定は、2012 年４月１日から実施します。

附則
１　本改正規定は、2012 年４月 23 日から実施します。

附則
１　本改正規定は、2012 年７月１日から実施します。

附則
１　本改正規定は、2013 年３月４日から実施します。

附則
１　本改正規定は、2013 年４月１日から実施します。

附則
１　本改正規定は、2013 年６月１日から実施します。

附則
１　本改正規定は、2014 年 3 月１日から実施します。

附則
１　本改正規定は、2014 年７月１日から実施します。

附則
１　本改正規定は、2014 年 10 月１日から実施します。

附則
１　本改正規定は、2014 年 12 月１日から実施します。

附則
１　本改正規定は、2015 年 2 月１日から実施します。

附則
１　本改正規定は、2015 年 4 月１日から実施します。

附則

１　本改正規定は、2015 年 5 月 1 日から実施します。

附則

１　本改正規定は、2015 年 6 月 1 日から実施します。

附則

１　本改正規定は、2015 年 10 月 1 日から実施します。

附則

１　本改正規定は、2015 年 12 月 1 日から実施します。

附則

１　本改正規定は、2016 年 2 月 1 日から実施します。

附則

１　本改正規定は、2016 年 4 月 1 日から実施します。

附則

１　この改正規定は、2016 年 2 月 1 日から 2016 年 4 月 30 日までの間に実施した特例措置を、2016 年 5 月 10 日まで延長し実施します。

附則

１　この改正規定は、2016 年 5 月 11 日から実施します。

附則

１　この改正規定は、2016 年 8 月 1 日から実施します。

附則

１　本改正規定は、2016 年 10 月 1 日から実施します。

２　別表４　オプションチャンネル月額料金を改訂します。

附則

１　この改正規定は、2016 年 11 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2017 年 2 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2017 年 5 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2017 年 7 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2017 年 8 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2017 年 11 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2018 年 2 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2018 年 5 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2018 年 8 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2018 年 12 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2019 年 3 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2019 年 4 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2019 年 6 月 3 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2019 年 7 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2020 年 12 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2021 年 2 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2021 年 4 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2022 年 3 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2022 年 7 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2023 年 3 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2024 年 2 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2024 年 6 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2025 年 3 月 1 日から実施します。

附則

1　この改正規定は、2025 年 4 月 1 日から実施します。

（2010 年 12 月１日から 2011 年２月 28 日までの申込みに関する特例措置）

1　2010 年 12 月１日から 2011 年２月 28 日までの間に、ＢＢＩＱ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は、別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に０円を適用します。

2　2010 年 12 月１日から 2011 年２月 28 日までの間に、ＢＢＩＱ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2010 年 12 月１日から 2011 年２月 28 日までの間に、ＢＢＩＱ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は、提供を開始した日を含む月の翌月から１１ヶ月間、別表２（基本サービス）に規定する定額利用料から 200 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

（2011 年３月１日から 2011 年５月 31 日までの申込みに関する特例措置）

1　2011 年３月１日から 2011 年５月 31 日までの間に、ＢＢＩＱ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は、別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に０円を適用します。

2　2011 年３月１日から 2011 年５月 31 日までの間に、ＢＢＩＱ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2011 年６月１日から 2011 年８月 31 日までの申込みに関する特例措置）

1　2011 年６月１日から 2011 年８月 31 日までの間に、ＢＢＩＱ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は、別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に０円を適用します。

2　2011 年６月１日から 2011 年８月 31 日までの間に、ＢＢＩＱ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2011 年９月１日から 2011 年 11 月 30 日までの申込みに関する特例措置）

1　2011 年９月１日から 2011 年 11 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に０円を適用します。

2　2011 年９月１日から 2011 年 11 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2011 年９月１日から 2011 年 11 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、

その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から２３ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

（2011 年９月 29 日から 2011 年 11 月 30 日までの申込みに関する特例措置）

2011 年９月 29 日から 2011 年 11 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの地デジ・BS プラン及びオプションチャンネルの申込があり、2012 年１月 31 日までに、オプションチャンネルの視聴を開始された場合は、当社は、別に定める条件により、そのオプションチャンネルを視聴開始された日を含む月から２ヵ月間、別表４に定めるオプションチャンネル利用料に０円を適用します。

（2011 年 12 月１日から 2012 年２月 29 日までの申込みに関する特例措置）

１　2011 年 12 月１日から 2012 年２月 29 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に０円を適用します。

２　2011 年 12 月１日から 2012 年２月 29 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

３　2011 年 12 月１日から 2012 年２月 29 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から２３ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

（2011 年 12 月１日から 2012 年２月 29 日までの申込みに関する特例措置）

2011 年 12 月１日から 2012 年２月 29 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの地デジ・BS プラン及びオプションチャンネルのスターチャンネルの申込があり、2012 年４月 30 日までに、スターチャンネルの視聴を開始された場合は、当社は、別に定める条件により、スターチャンネルを視聴開始された日を含む月から２ヵ月間、別表４に定めるオプションチャンネルのスターチャンネルの利用料に０円を適用します。

（2012 年３月１日から 2012 年５月 31 日までの申込みに関する特例措置）

１　2012 年３月１日から 2012 年５月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に０円を適用します。

２　2012 年３月１日から 2012 年５月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2012 年３月１日から 2012 年５月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 23 ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2012 年３月１日から 2012 年５月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの地デジ・BS プラン及びオプションチャンネルのスターチャンネルの申込があり、2012 年 4 月 30 日までに、スターチャンネルの視聴を開始された場合は、当社は、別に定める条件により、スターチャンネルを視聴開始された日を含む月から２ヵ月間、別表４に定めるオプションチャンネル利用料に 0 円を適用します。

5　2012 年３月１日から 2012 年５月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービス及び録画機能付 STB の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 5 ヵ月間、別表２に定める録画機能付 STB 利用料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

6　2012 年３月１日から 2012 年５月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの STB の設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2012 年６月１日から 2012 年８月 31 日までの申込みに関する特例措置）

1　2012 年６月１日から 2012 年８月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に 0 円を適用します。

2　2012 年６月１日から 2012 年８月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2012 年６月１日から 2012 年８月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 23 ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2012 年６月１日から 2012 年８月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービス及び録画機能付 STB の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 5 ヵ月間、別表２に定める録画機能付 STB 利用料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2012 年６月１日から 2012 年８月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの STB の設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2012 年９月１日から 2012 年 11 月 30 日までの申込みに関する特例措置）

1　2012 年９月１日から 2012 年 11 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に０円を適用します。

2　2012 年９月１日から 2012 年 11 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2012 年９月１日から 2012 年 11 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 23 ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2012 年９月１日から 2012 年 11 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービス及び録画機能付 STB の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から５ヵ月間、別表２に定める録画機能付 STB 利用料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2012 年９月１日から 2012 年 11 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの STB の設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2012 年 12 月１日から 2013 年２月 28 日までの申込みに関する特例措置）

1　2012 年 12 月１日から 2013 年２月 28 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に０円を適用します。

2　2012 年 12 月１日から 2013 年２月 28 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2012 年 12 月１日から 2013 年２月 28 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 23 ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2012 年 12 月１日から 2013 年２月 28 日までの間に、BBIQ 光テレビサービス及び録画機能付 STB の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から５ヵ月間、別表２に定める録画機能付 STB 利用料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2012 年 12 月１日から 2013 年２月 28 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの STB の設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額

について、別に定める減額をします。

（2013 年３月１日から 2013 年５月 31 日までの申込みに関する特例措置）

1　2013 年３月１日から 2013 年５月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に０円を適用します。

2　2013 年３月１日から 2013 年５月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2013 年３月１日から 2013 年５月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 23 ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2013 年３月１日から 2013 年５月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービス及び録画機能付 STB の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から５ヵ月間、別表２に定める録画機能付 STB 利用料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2013 年３月１日から 2013 年５月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの STB の設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2013 年６月１日から 2013 年８月３１日までの申込みに関する特例措置）

1　2013 年６月１日から 2013 年８月３１日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に０円を適用します。

2　2013 年６月１日から 2013 年８月３１日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2013 年６月１日から 2013 年８月３１日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 23 ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2013 年６月１日から 2013 年８月３１日までの間に、BBIQ 光テレビサービス及び録画機能付 STB の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から５ヵ月間、別表２に定める録画機能付 STB 利用料から 600 円（税抜き）を減額

した料金を適用します。

5　2013年６月１日から2013年８月３１日までの間に、BBIQ光テレビサービスのSTBの設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2013年9月1日から2013年11月30日までの申込みに関する特例措置）

1　2013年9月1日から2013年11月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に0円を適用します。

2　2013年9月1日から2013年11月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2013年9月1日から2013年11月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から23ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2013年9月1日から2013年11月30日までの間に、BBIQ光テレビサービス及び録画機能付STBの申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から5ヵ月間、別表２に定める録画機能付STB利用料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2013年9月1日から2013年11月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスのSTBの設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2013年12月1日から2014年2月28日までの申込みに関する特例措置）

1　2013年12月1日から2014年2月28日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に0円を適用します。

2　2013年12月1日から2014年2月28日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2013年12月1日から2014年2月28日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から23ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から600円（税

抜き）を減額した料金を適用します。

４　2013 年 12 月 1 日から 2014 年 2 月 28 日までの間に、BBIQ 光テレビサービス及び録画機能付 STB の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 5 ヵ月間、別表２に定める録画機能付 STB 利用料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

５　2013 年 12 月 1 日から 2013 年 2 月 28 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの STB の設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2014 年 3 月 1 日から 2014 年 6 月 30 日までの申込みに関する特例措置）

１　2014 年 3 月 1 日から 2014 年 6 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に 0 円を適用します。

２　2014 年 3 月 1 日から 2014 年 6 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

３　2014 年 3 月 1 日から 2014 年 6 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 23 ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

４　2014 年 3 月 1 日から 2014 年 6 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービス及び録画機能付 STB の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 5 ヵ月間、別表２に定める録画機能付 STB 利用料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

５　2014 年 3 月 1 日から 2014 年 6 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの STB の設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2014 年 7 月 1 日から 2014 年 9 月 30 日までの申込みに関する特例措置）

１　2013 年 7 月 1 日から 2014 年 9 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に 0 円を適用します。

２　2014 年 7 月 1 日から 2014 年 9 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

３　2014 年 7 月 1 日から 2014 年 9 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、そ

の契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 23 ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

４　2014 年 7 月 1 日から 2014 年 9 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービス及び録画機能付 STB の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 5 ヵ月間、別表２に定める録画機能付 STB 利用料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

５　2014 年 7 月 1 日から 2014 年 9 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの STB の設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

６　2014 年 7 月 1 日から 2014 年 9 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの移転の申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2014 年 10 月 1 日から 2014 年 11 月 30 日までの申込みに関する特例措置）

１　2013 年 10 月 1 日から 2014 年 11 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に 0 円を適用します。

２　2014 年 10 月 1 日から 2014 年 11 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

３　2014 年 10 月 1 日から 2014 年 11 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 23 ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

４　2014 年 10 月 1 日から 2014 年 11 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービス及び録画機能付 STB の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 5 ヵ月間、別表２に定める録画機能付 STB 利用料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

５　2014 年 10 月 1 日から 2014 年 11 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの STB の設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

６　2014 年 10 月 1 日から 2014 年 11 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの移転の申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2014 年 12 月 1 日から 2015 年 1 月 31 日までの申込みに関する特例措置）

1　2014年12月1日から2015年1月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に0円を適用します。

2　2014年12月1日から2015年1月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2014年12月1日から2015年1月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から23ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2014年12月1日から2015年1月31日までの間に、BBIQ光テレビサービス及び録画機能付STBの申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から5ヵ月間、別表２に定める録画機能付STB利用料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2014年12月1日から2015年1月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスのSTBの設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

6　2014年12月1日から2015年1月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの移転の申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2015年2月1日から2015年3月31日までの申込みに関する特例措置）

1　2015年2月1日から2015年3月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に0円を適用します。

2　2015年2月1日から2015年3月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2015年2月1日から2015年3月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から23ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2015年2月1日から2015年3月31日までの間に、BBIQ光テレビサービス及び録画機能付STBの申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から5ヵ月間、別表２に定める録画機能付STB利用料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2015年2月1日から2015年3月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスのSTBの設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

6　2015年2月1日から2015年3月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの移転の申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2015年4月1日から2015年5月31日までの申込みに関する特例措置）

1　2015年4月1日から2015年5月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に0円を適用します。

2　2015年4月1日から2015年5月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2015年4月1日から2015年5月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から23ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2015年4月1日から2015年5月31日までの間に、BBIQ光テレビサービス及び録画機能付STBの申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から5ヵ月間、別表２に定める録画機能付STB利用料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2015年4月1日から2015年5月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスのSTBの設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

6　2015年4月1日から2015年5月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの移転の申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2015年6月1日から2015年6月30日までの申込みに関する特例措置）

1　2015年6月1日から2015年6月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に0円を適用します。

2　2015年6月1日から2015年6月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2015年6月1日から2015年6月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から23ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2015年6月1日から2015年6月30日までの間に、BBIQ光テレビサービス及び録画機能付STBの申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から5ヵ月間、別表２に定める録画機能付STB利用料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2015年6月1日から2015年6月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスのSTBの設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

6　2015年6月1日から2015年6月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの移転の申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2015年7月1日から2015年9月30日までの申込みに関する特例措置）

1　2015年7月1日から2015年9月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に0円を適用します。

2　2015年7月1日から2015年9月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2015年7月1日から2015年9月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から23ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2015年7月1日から2015年9月30日までの間に、BBIQ光テレビサービス及び録画機能付STBの申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から5ヵ月間、別表２に定める録画機能付STB利用料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2015年7月1日から2015年9月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスのSTBの設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

6　2015年7月1日から2015年9月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの移転の申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2015 年 10 月 1 日から 2015 年 11 月 30 日までの申込みに関する特例措置）

1　2015 年 10 月 1 日から 2015 年 11 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に 0 円を適用します。

2　2015 年 10 月 1 日から 2015 年 11 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2015 年 10 月 1 日から 2015 年 11 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 23 ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2015 年 10 月 1 日から 2015 年 11 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービス及び録画機能付 STB の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 5 ヵ月間、別表２に定める録画機能付 STB 利用料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2015 年 10 月 1 日から 2015 年 11 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの STB の設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

6　2015 年 10 月 1 日から 2015 年 11 月 30 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの移転の申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2015 年 12 月 1 日から 2016 年 1 月 31 日までの申込みに関する特例措置）

1　2015 年 12 月 1 日から 2016 年 1 月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に 0 円を適用します。

2　2015 年 12 月 1 日から 2016 年 1 月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2015 年 12 月 1 日から 2016 年 1 月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 23 ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2015 年 12 月 1 日から 2016 年 1 月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービス及び録画機能付 STB の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月

の翌月から5ヵ月間、別表２に定める録画機能付STB利用料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2015年12月1日から2016年1月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスのSTBの設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

6　2015年12月1日から2016年1月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの移転の申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2016年2月1日から2016年4月30日までの申込みに関する特例措置）

1　2016年2月1日から2016年4月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に0円を適用します。

2　2016年2月1日から2016年4月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2016年2月1日から2016年4月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から23ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2016年2月1日から2016年4月30日までの間に、BBIQ光テレビサービス及び録画機能付STBの申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から5ヵ月間、別表２に定める録画機能付STB利用料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2016年2月1日から2016年4月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスのSTBの設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

6　2016年2月1日から2016年4月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの移転の申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2016年2月1日から2016年5月10日までの申込みに関する特例措置）

1　2016年2月1日から2016年5月10日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に0円を適用します。

2　2016年2月1日から2016年5月10日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、そ

の契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2016 年 2 月 1 日から 2016 年 5 月 10 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 23 ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2016 年 2 月 1 日から 2016 年 5 月 10 日までの間に、BBIQ 光テレビサービス及び録画機能付 STB の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 5 ヵ月間、別表２に定める録画機能付 STB 利用料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2016 年 2 月 1 日から 2016 年 5 月 10 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの STB の設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

6　2016 年 2 月 1 日から 2016 年 5 月 10 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの移転の申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2016 年 5 月 11 日から 2016 年 7 月 31 日までの申込みに関する特例措置）

1　2016 年 5 月 11 日から 2016 年 7 月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に 0 円を適用します。

2　2016 年 5 月 11 日から 2016 年 7 月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2016 年 5 月 11 日から 2016 年 7 月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 23 ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2016 年 5 月 11 日から 2016 年 7 月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービス及び録画機能付 STB の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 5 ヵ月間、別表２に定める録画機能付 STB 利用料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2016 年 5 月 11 日から 2016 年 7 月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの STB の設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

6　2016 年 5 月 11 日から 2016 年 7 月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの移転の申込みがあ

った場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2016 年 8 月 1 日から 2016 年 10 月 31 日までの申込みに関する特例措置）

1　2016 年 8 月 1 日から 2016 年 10 月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に 0 円を適用します。

2　2016 年 8 月 1 日から 2016 年 10 月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2016 年 8 月 1 日から 2016 年 10 月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 23 ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2016 年 8 月 1 日から 2016 年 10 月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービス及び録画機能付 STB の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 5 ヵ月間、別表２に定める録画機能付 STB 利用料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2016 年 8 月 1 日から 2016 年 10 月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの STB の設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

6　2016 年 8 月 1 日から 2016 年 10 月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの移転の申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2016 年 11 月 1 日から 2017 年 1 月 31 日までの申込みに関する特例措置）

1　2016 年 11 月 1 日から 2017 年 1 月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に 0 円を適用します。

2　2016 年 11 月 1 日から 2017 年 1 月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2016 年 11 月 1 日から 2017 年 1 月 31 日までの間に、BBIQ 光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 23 ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から 600 円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2016年11月1日から2017年1月31日までの間に、BBIQ光テレビサービス及び録画機能付STBの申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から5ヵ月間、別表２に定める録画機能付STB利用料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2016年11月1日から2017年1月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスのSTBの設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

6　2016年11月1日から2017年1月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの移転の申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2017年2月1日から2017年4月30日までの申込みに関する特例措置）

1　2017年2月1日から2017年4月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に0円を適用します。

2　2017年2月1日から2017年4月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2017年2月1日から2017年4月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から11ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から1,100円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2017年2月1日から2017年4月30日までの間に、BBIQ光テレビサービス及び録画機能付STBの申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から5ヵ月間、別表２に定める録画機能付STB利用料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2017年2月1日から2017年4月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスのSTBの設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

6　2017年2月1日から2017年4月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの移転の申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2017年5月1日から2017年7月31日までの申込みに関する特例措置）

1　2017年5月1日から2017年7月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）

に規定する額に0円を適用します。

2　2017年5月1日から2017年7月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2017年5月1日から2017年7月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から11ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から1,100円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2017年5月1日から2017年7月31日までの間に、BBIQ光テレビサービス及び録画機能付STBの申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から5ヵ月間、別表２に定める録画機能付STB利用料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2017年5月1日から2017年7月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスのSTBの設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

6　2017年5月1日から2017年7月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの移転の申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2017年8月1日から2017年10月31日までの申込みに関する特例措置）

1　2017年8月1日から2017年10月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に0円を適用します。

2　2017年8月1日から2017年10月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2017年8月1日から2017年10月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から11ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から1,100円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2017年8月1日から2017年10月31日までの間に、BBIQ光テレビサービス及び録画機能付STBの申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から5ヵ月間、別表２に定める録画機能付STB利用料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2017年8月1日から2017年10月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスのSTBの設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額に

ついて、別に定める減額をします。

6　2017年8月1日から2017年10月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの移転の申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

附則

（2017年11月1日から2018年1月31日までの申込みに関する特例措置）

1　2017年11月1日から2018年1月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に0円を適用します。

2　2017年11月1日から2018年1月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2017年11月1日から2018年1月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から 11 ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から 1,000円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2017年11月1日から2018年1月31日までの間に、BBIQ光テレビサービス及び録画機能付STBの申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から5ヵ月間、別表２に定める録画機能付STB利用料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2017年11月1日から2018年1月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスのSTBの設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

6　2017年11月1日から2018年1月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの移転の申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2018年2月1日から2018年4月30日までの申込みに関する特例措置）

1　2018年2月1日から2018年4月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に0円を適用します。

2　2018年2月1日から2018年4月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2018年2月1日から2018年4月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から23ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2018年2月1日から2018年4月30日までの間に、BBIQ光テレビサービス及び録画機能付STBの申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から5ヵ月間、別表２に定める録画機能付STB利用料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2018年2月1日から2018年4月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスのSTBの設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

6　2018年2月1日から2018年4月30日までの間に、BBIQ光テレビサービスの移転の申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2018年5月1日から2018年7月31日までの申込みに関する特例措置）

1　2018年5月1日から2018年7月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表１（加入契約料）に規定する額に0円を適用します。

2　2018年5月1日から2018年7月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

3　2018年5月1日から2018年7月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から23ヵ月間、別表２（基本サービス）(1)基本サービス料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

4　2018年5月1日から2018年7月31日までの間に、BBIQ光テレビサービス及び録画機能付STBの申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から5ヵ月間、別表２に定める録画機能付STB利用料から600円（税抜き）を減額した料金を適用します。

5　2018年5月1日から2018年7月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスのSTBの設置又は交換の申込があった場合は、当社は、別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

6　2018年5月1日から2018年7月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの移転の申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定め

る減額をします。

（2018年8月1日から2019年3月31日までの申込みに関する特例措置）

1　2018年8月1日から2019年3月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの移転の申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。

（2019年4月1日から2020年3月31日までの申込みに関する特例措置）

1　2019年4月1日から2020年3月31日までの間に、BBIQ光テレビサービスの移転の申込みがあった場合は、当社は別に定める条件により、別表３（工事費等）に規定する額について、別に定める減額をします。